

第25号議案

豊川市保育所条例及び豊川市子ども・子育て会議条例の一部改正について

豊川市保育所条例及び豊川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市保育所条例及び豊川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(豊川市保育所条例の一部改正)

第1条 豊川市保育所条例(昭和39年豊川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入所の特例) 第5条 市長は、保育所の定員に余裕があるときは、児童福祉法第24条第1項の規定にかかわらず、保育を必要とする幼児以外の幼児(当該年度の初日において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1号に該当する幼児のうち、同法第20条第4項の教育・保育給付認定を受けない者に限る。以下同じ。)を保育所に入所させることができる。	(入所の特例) 第5条 市長は、保育所の定員に余裕があるときは、児童福祉法第24条第1項の規定にかかわらず、保育を必要とする幼児以外の幼児(当該年度の初日において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に該当する幼児のうち、同法第20条第4項の教育・保育給付認定を受けない者に限る。以下同じ。)を保育所に入所させることができる。

(豊川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 豊川市子ども・子育て会議条例(平成25年豊川市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、豊川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、豊川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、 <u>法第72条第1項各号</u> に掲げる事務を処理するものとする。	(所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、 <u>法第77条第1項各号</u> に掲げる事務を処理するものとする。
---	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。